

2 総合事業訪問介護(令和8年6月1日から)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき			
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合	39	1日につき		
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349 単位	日割の場合	77	1日につき	
A2	2211 訪問型独自サービス12日割			2349 単位	日割の場合	77	1日につき	
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位	日割の場合	123	1日につき	
A2	2321 訪問型独自サービス13日割			3727 単位	日割の場合	123	1日につき	
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき			
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき		
A2	2621 訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220	220			
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163			
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12	単位減算	-12	1月につき	
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1	単位減算	-1	1日につき	
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23	単位減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1		単位減算	-1	1日につき	
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37	単位減算	-37	1月につき	
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1	単位減算	-1	1日につき	
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3	単位減算	-3	1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2	単位減算	-2
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2	単位減算	-2	
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2	単位減算	-2	
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11			業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	12	単位減算	-12
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		1			単位減算	-1	1日につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12	(2)1週に2回程度の場合	23			単位減算	-23	1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		1		単位減算	-1	1日につき	
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	37		単位減算	-37	1月につき	
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		1		単位減算	-1	1日につき	
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3	単位減算	-3	1回につき
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2	単位減算	-2
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合		2	単位減算	-2	
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2	単位減算	-2			
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%	減算		1月につき	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%	減算			
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%	減算			
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%	加算			
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%	加算		1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15%	加算		1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%	加算		1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%	加算		1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%	加算		1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%	加算		1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%	加算		1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%	加算		1回につき	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200	単位加算	200	1月につき	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	単位加算	100		
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	単位加算	200		
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50	単位加算	50	月1回限度	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰイ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000	加算		1月につき	
A2	6183 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰロ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000	加算			
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱイ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000	加算			
A2	6184 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱロ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000	加算			
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000	加算			
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000	加算			

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※長浜市では、事業対象者は項目(1321,2321)のサービスコードは使用できません

※ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

3 生活支援型訪問サービス（令和8年6月1日から）

サービスコード			サービス内容略称	サービスコード	算定項目	合成単位数	算定単位				
種類	項目	給付率									
A3	1001	80	生活支援型訪問サービスⅠ	イ 生活支援型訪問サービス費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（30分以内） 72単位		72	1回につき			
A3	1002		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	65				
A3	1003		生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱ			正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88%	63				
A3	1011		生活支援型訪問サービスⅡ	ロ 生活支援型訪問サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（30分を超え1時間以内） 132単位		132				
A3	1012		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	119				
A3	1013		生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱ			正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88%	116				
A3	1021		生活支援型訪問サービスⅢ	ハ 生活支援型訪問サービス費（Ⅲ）	事業対象者・要支援1・2（1時間を超え1時間30分以内） 192単位		192				
A3	1022		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	173				
A3	1023		生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱ			正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88%	169				
A3	1031		生活支援型訪問サービスⅣ	ニ 生活支援型訪問サービス費（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（1時間30分を超え2時間以内） 252単位		252				
A3	1032		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	227				
A3	1033		生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱ			正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88%	222				
A3	8211		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の1%減算	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×△1%	-1				
A3	8212		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×△1%	-1				
A3	8213		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×△1%	-1				
A3	8214		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×△1%	-1				
A3	8215		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×△1%	-1				
A3	8216		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×△1%	-1				
A3	8217		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ			生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×△1%	-2				
A3	8218		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×△1%	-2				
A3	8219		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×△1%	-2				
A3	8220		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ			生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×△1%	-3				
A3	8221		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×△1%	-2				
A3	8222		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×△1%	-2				
A3	9211		業務継続計画未策定減算Ⅰ			業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%減算		生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×△1%	-1	
A3	9212		業務継続計画未策定減算Ⅰ・同一Ⅰ						生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×△1%	-1	
A3	9213		業務継続計画未策定減算Ⅰ・同一Ⅱ						生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×△1%	-1	
A3	9214		業務継続計画未策定減算Ⅱ						生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×△1%	-1	
A3	9215		業務継続計画未策定減算Ⅱ・同一Ⅰ						生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×△1%	-1	
A3	9216		業務継続計画未策定減算Ⅱ・同一Ⅱ						生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×△1%	-1	
A3	9217		業務継続計画未策定減算Ⅲ						生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×△1%	-2	
A3	9218		業務継続計画未策定減算Ⅲ・同一Ⅰ						生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×△1%	-2	
A3	9219		業務継続計画未策定減算Ⅲ・同一Ⅱ						生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×△1%	-2	
A3	9220		業務継続計画未策定減算Ⅳ						生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×△1%	-3	
A3	9221		業務継続計画未策定減算Ⅳ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×△1%	-2						
A3	9222		業務継続計画未策定減算Ⅳ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×△1%	-2						
A3	1901		特別地域加算Ⅰ	特別地域加算	所定単位数の15%加算			生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×15%	11		
A3	1902		特別地域加算Ⅰ・同一Ⅰ					生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×15%	10		
A3	1929		特別地域加算Ⅰ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×15%	9				
A3	1903		特別地域加算Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×15%	20				
A3	1904		特別地域加算Ⅱ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×15%	18				
A3	1930		特別地域加算Ⅱ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×15%	17				
A3	1905		特別地域加算Ⅲ			生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×15%	29				
A3	1906		特別地域加算Ⅲ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×15%	26				
A3	1931		特別地域加算Ⅲ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×15%	25				
A3	1907		特別地域加算Ⅳ			生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×15%	38				
A3	1908		特別地域加算Ⅳ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×15%	34				
A3	1932		特別地域加算Ⅳ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×15%	33				

サービスコード			サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目	給付率							
A3	1911		小規模事業所加算Ⅰ	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×10%	7		
A3	1912		小規模事業所加算Ⅰ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×10%	7		
A3	1933		小規模事業所加算Ⅰ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×10%	6		
A3	1913		小規模事業所加算Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×10%	13		
A3	1914		小規模事業所加算Ⅱ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×10%	12		
A3	1934		小規模事業所加算Ⅱ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×10%	12		
A3	1915		小規模事業所加算Ⅲ			生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×10%	19		
A3	1916		小規模事業所加算Ⅲ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×10%	17		
A3	1935		小規模事業所加算Ⅲ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×10%	17		
A3	1917		小規模事業所加算Ⅳ			生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×10%	25		
A3	1918		小規模事業所加算Ⅳ・同一Ⅰ			生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×10%	23		
A3	1936		小規模事業所加算Ⅳ・同一Ⅱ			生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×10%	22		
A3	1921		中山間地域等提供加算Ⅰ			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加	所定単位数の5%加算	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×5%	4
A3	1922		中山間地域等提供加算Ⅰ・同一Ⅰ					生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅰの所定単位数 65単位 ×5%	3
A3	1937		中山間地域等提供加算Ⅰ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅠ・同一Ⅱの所定単位数 63単位 ×5%	3				
A3	1923		中山間地域等提供加算Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×5%	7				
A3	1924		中山間地域等提供加算Ⅱ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅰの所定単位数 119単位 ×5%	6				
A3	1938		中山間地域等提供加算Ⅱ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅡ・同一Ⅱの所定単位数 116単位 ×5%	6				
A3	1925		中山間地域等提供加算Ⅲ	生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×5%	10				
A3	1926		中山間地域等提供加算Ⅲ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅰの所定単位数 173単位 ×5%	9				
A3	1939		中山間地域等提供加算Ⅲ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅢ・同一Ⅱの所定単位数 169単位 ×5%	8				
A3	1927		中山間地域等提供加算Ⅳ	生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×5%	13				
A3	1928		中山間地域等提供加算Ⅳ・同一Ⅰ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅰの所定単位数 227単位 ×5%	11				

サービスコード			サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目	給付率					
A3	1940		中山間地域等提供加算Ⅳ・同一Ⅱ	生活支援型訪問サービスⅣ・同一Ⅱの所定単位数 222単位 ×5%	11		
A3	2001		初回加算	ホ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A3	2011		生活機能向上連携加算Ⅰ	ヘ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A3	2012		生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200	
A3	2013		口腔連携強化加算	ト 口腔連携強化加算	50単位加算（1月に1回を限度）	50	1回につき
A3	1501		処遇改善加算Ⅰイ／Ⅰ	チ 介護職員等処遇改善相当加算（Ⅰ）イ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×27.0%	19	1回につき
A3	1517		処遇改善加算Ⅰイ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×27.0%	36	
A3	1533		処遇改善加算Ⅰイ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×27.0%	52	
A3	1549		処遇改善加算Ⅰイ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×27.0%	68	
A3	6501		処遇改善加算Ⅰロ／Ⅰ	(2)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅰ）ロ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×28.7%	21	
A3	6517		処遇改善加算Ⅰロ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×28.7%	38	
A3	6533		処遇改善加算Ⅰロ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×28.7%	55	
A3	6549		処遇改善加算Ⅰロ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×28.7%	72	
A3	1601		処遇改善加算Ⅱイ／Ⅰ	(3)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅱ）イ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×24.9%	18	
A3	1617		処遇改善加算Ⅱイ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×24.9%	33	
A3	1633		処遇改善加算Ⅱイ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×24.9%	48	
A3	1649		処遇改善加算Ⅱイ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×24.9%	63	
A3	6601		処遇改善加算Ⅱロ／Ⅰ	(4)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅱ）ロ	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×26.6%	19	
A3	6617		処遇改善加算Ⅱロ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×26.6%	35	
A3	6633		処遇改善加算Ⅱロ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×26.6%	51	
A3	6649		処遇改善加算Ⅱロ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×26.6%	67	
A3	1701		処遇改善加算ⅢⅠ／Ⅰ	(5)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅲ）	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×20.7%	15	
A3	1717		処遇改善加算ⅢⅠ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×20.7%	27	
A3	1733		処遇改善加算ⅢⅠ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×20.7%	40	
A3	1749		処遇改善加算ⅢⅠ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×20.7%	52	
A3	1801		処遇改善加算ⅣⅠ／Ⅰ	(6)介護職員等処遇改善相当加算（Ⅳ）	生活支援型訪問サービスⅠの所定単位数 72単位 ×17.0%	12	
A3	1817		処遇改善加算ⅣⅠ／Ⅱ		生活支援型訪問サービスⅡの所定単位数 132単位 ×17.0%	22	
A3	1833		処遇改善加算ⅣⅠ／Ⅲ		生活支援型訪問サービスⅢの所定単位数 192単位 ×17.0%	33	
A3	1849		処遇改善加算ⅣⅠ／Ⅳ		生活支援型訪問サービスⅣの所定単位数 252単位 ×17.0%	43	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善相当加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 集中支援型訪問サービス（令和8年6月1日から）

サービスコード			サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目	利用者負担額（円）					
A4	1001	200	集中支援型訪問サービスⅠ	イ 集中支援型訪問サービス費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（運動機能向上）		1回につき
A4	1002	200	集中支援型訪問サービスⅠ・初回			初回訪問時 150単位加算	
A4	1011	200	集中支援型訪問サービスⅡ	ロ 集中支援型訪問サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（栄養改善）		1回につき
A4	1012	200	集中支援型訪問サービスⅡ・初回			初回訪問時 150単位加算	
A4	1021	200	集中支援型訪問サービスⅢ	ハ 集中支援型訪問サービス費（Ⅲ）	事業対象者・要支援1・2（口腔機能向上）		1回につき
A4	1022	200	集中支援型訪問サービスⅢ・初回			初回訪問時 150単位加算	

※ロ 集中支援型訪問サービス費（Ⅱ）、ハ 集中支援型訪問サービス費（Ⅲ）は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 総合事業通所介護(令和8年6月1日から)

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798 単位 日割の場合	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621 単位 日割の場合	119	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	1回につき		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	1月につき
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰイ	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰロ			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱイ			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱロ			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰイ2	利用定員が19人未満の場合		(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰロ2			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱイ2			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱロ2			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位			41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位			2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位			83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位			305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位			313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位			41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位			2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位			83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位			305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位			313	

※中山間地域等へ居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※長浜市では、事業対象者は項目(1121,1122,1123,6108,6012,6104,8011,8012,8013,9011,9012,9013)のサービスコードは使用できません

※事業所が送迎を行わない場合については、「通所型独自サービス1」を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、「通所型独自サービス2」を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

7 活動支援型通所サービス（令和8年6月1日から）

サービスコード						サービス内容略称	サービスコード	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目	給付率	種類	項目	給付率					
A7	1001	90	A7	1004	80	活動支援型通所サービスⅠ	イ 活動支援型通所サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (半日・送迎なし) 286単位(送迎相当47*2単位減)	286	1回につき
A7	1002		A7	1005		活動支援型通所サービスⅠ・定超		定員超過の場合 ×70%	200	
A7	1003		A7	1006		活動支援型通所サービスⅠ・人欠		看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	200	
A7	1011		A7	1014		活動支援型通所サービスⅡ	ロ 活動支援型通所サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (半日・送迎あり) 380単位	380	
A7	1012		A7	1015		活動支援型通所サービスⅡ・定超		定員超過の場合 ×70%	266	
A7	1013		A7	1016		活動支援型通所サービスⅡ・人欠		看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	266	
A7	1021		A7	1024		活動支援型通所サービスⅢ	ハ 活動支援型通所サービス費(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・2 (全日・送迎なし) 308単位(送迎相当47*2単位減)	308	
A7	1022		A7	1025		活動支援型通所サービスⅢ・定超		定員超過の場合 ×70%	216	
A7	1023		A7	1026		活動支援型通所サービスⅢ・人欠		看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	216	
A7	1031		A7	1034		活動支援型通所サービスⅣ	ニ 活動支援型通所サービス費(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (全日・送迎あり) 402単位	402	
A7	1032		A7	1035		活動支援型通所サービスⅣ・定超		定員超過の場合 ×70%	281	
A7	1033		A7	1036		活動支援型通所サービスⅣ・人欠		看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	281	
A7	8211		A7	8231		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の1%減算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×△1%	-3
A7	8212		A7	8232		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・定超			活動支援型通所サービスⅠ・定超の所定単位数 200単位 ×△1%	-2
A7	8213		A7	8233		高齢者虐待措置未実施減算Ⅰ・人欠			活動支援型通所サービスⅠ・人欠の所定単位数 200単位 ×△1%	-2
A7	8214		A7	8234		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ			活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×△1%	-4
A7	8215		A7	8235		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・定超			活動支援型通所サービスⅡ・定超の所定単位数 266単位 ×△1%	-3
A7	8216		A7	8236		高齢者虐待措置未実施減算Ⅱ・人欠			活動支援型通所サービスⅡ・人欠の所定単位数 266単位 ×△1%	-3
A7	8217		A7	8237		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×△1%	-3
A7	8218		A7	8238		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・定超			活動支援型通所サービスⅢ・定超の所定単位数 216単位 ×△1%	-2
A7	8219		A7	8239		高齢者虐待措置未実施減算Ⅲ・人欠			活動支援型通所サービスⅢ・人欠の所定単位数 216単位 ×△1%	-2
A7	8220		A7	8240		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×△1%	-4
A7	8221		A7	8241		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・定超			活動支援型通所サービスⅣ・定超の所定単位数 281単位 ×△1%	-3
A7	8222		A7	8242		高齢者虐待措置未実施減算Ⅳ・人欠			活動支援型通所サービスⅣ・人欠の所定単位数 281単位 ×△1%	-3
A7	9211		A7	9231		業務継続計画未策定減算減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%減算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×△1%	-3
A7	9212		A7	9232		業務継続計画未策定減算減算Ⅰ・定超			活動支援型通所サービスⅠ・定超の所定単位数 200単位 ×△1%	-2
A7	9213		A7	9233		業務継続計画未策定減算減算Ⅰ・人欠			活動支援型通所サービスⅠ・人欠の所定単位数 200単位 ×△1%	-2
A7	9214		A7	9234		業務継続計画未策定減算減算Ⅱ			活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×△1%	-4
A7	9215		A7	9235		業務継続計画未策定減算減算Ⅱ・定超			活動支援型通所サービスⅡ・定超の所定単位数 266単位 ×△1%	-3
A7	9216		A7	9236		業務継続計画未策定減算減算Ⅱ・人欠			活動支援型通所サービスⅡ・人欠の所定単位数 266単位 ×△1%	-3
A7	9217		A7	9237		業務継続計画未策定減算減算Ⅲ			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×△1%	-3
A7	9218		A7	9238		業務継続計画未策定減算減算Ⅲ・定超			活動支援型通所サービスⅢ・定超の所定単位数 216単位 ×△1%	-2
A7	9219		A7	9239		業務継続計画未策定減算減算Ⅲ・人欠			活動支援型通所サービスⅢ・人欠の所定単位数 216単位 ×△1%	-2
A7	9220		A7	9240		業務継続計画未策定減算減算Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×△1%	-4
A7	9221		A7	9241		業務継続計画未策定減算減算Ⅳ・定超			活動支援型通所サービスⅣ・定超の所定単位数 281単位 ×△1%	-3
A7	9222		A7	9242		業務継続計画未策定減算減算Ⅳ・人欠			活動支援型通所サービスⅣ・人欠の所定単位数 281単位 ×△1%	-3
A7	1901		A7	1913		中山間地域等提供加算Ⅰ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×5%	14
A7	1902		A7	1914		中山間地域等提供加算Ⅰ・定超			活動支援型通所サービスⅠ・定超の所定単位数 200単位 ×5%	10
A7	1903		A7	1915		中山間地域等提供加算Ⅰ・人欠			活動支援型通所サービスⅠ・人欠の所定単位数 200単位 ×5%	10
A7	1904		A7	1916		中山間地域等提供加算Ⅱ			活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×5%	19
A7	1905		A7	1917		中山間地域等提供加算Ⅱ・定超			活動支援型通所サービスⅡ・定超の所定単位数 266単位 ×5%	13
A7	1906		A7	1918		中山間地域等提供加算Ⅱ・人欠			活動支援型通所サービスⅡ・人欠の所定単位数 266単位 ×5%	13
A7	1907		A7	1919		中山間地域等提供加算Ⅲ			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×5%	15
A7	1908		A7	1920		中山間地域等提供加算Ⅲ・定超			活動支援型通所サービスⅢ・定超の所定単位数 216単位 ×5%	11
A7	1909		A7	1921		中山間地域等提供加算Ⅲ・人欠			活動支援型通所サービスⅢ・人欠の所定単位数 216単位 ×5%	11
A7	1910		A7	1922		中山間地域等提供加算Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×5%	20
A7	1911		A7	1923		中山間地域等提供加算Ⅳ・定超			活動支援型通所サービスⅣ・定超の所定単位数 281単位 ×5%	14
A7	1912		A7	1924		中山間地域等提供加算Ⅳ・人欠			活動支援型通所サービスⅣ・人欠の所定単位数 281単位 ×5%	14

サービスコード						サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目	給付率	種類	項目	給付率						
A7	1401	90	A7	1402	80	若年性認知症受入加算	ホ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240	1月につき	
A7	1405		A7	1407		同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合	事業対象者・要支援 1 376単位減算	-376		
A7	1406		A7	1408		同一建物減算 2		事業対象者・要支援 2 752単位減算	-752		
A7	1411		A7	1412		生活機能向上グループ活動加算	ヘ 生活機能向上グループ活動加	100単位加算	100		
A7	1421		A7	1422		運動器機能向上加算	ト 運動器機能向上加算	225単位加算	225		
A7	2149		A7	2150		栄養アセスメント加算	チ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50		
A7	1431		A7	1432		栄養改善加算	リ 栄養改善加算	200単位加算	200		
A7	1441		A7	1442		口腔機能向上加算Ⅰ	ヌ 口腔機能向上加算	150単位加算	150		
A7	2151		A7	2152		口腔機能向上加算Ⅱ		160単位加算	160		
A7	6310		A7	6311		一体的サービス提供加算	ル 一体的サービス提供加算	480単位加算	480		
A7	2153	90	A7	2155	80	サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算	88単位加算		1月につき
A7	2154		A7	2156		サービス提供体制強化加算Ⅰ 2		事業対象者・要支援 2 176単位加算	176		
A7	1475		A7	1481		サービス提供体制強化加算Ⅱ 1		事業対象者・要支援 1 72単位加算	72		
A7	1476		A7	1482		サービス提供体制強化加算Ⅱ 2		事業対象者・要支援 2 144単位加算	144		
A7	1479		A7	1485		サービス提供体制強化加算Ⅲ 1		事業対象者・要支援 1 24単位加算	24		
A7	1480		A7	1486		サービス提供体制強化加算Ⅲ 2		事業対象者・要支援 2 48単位加算	48		
A7	2157		A7	2158		生活機能向上連携加算Ⅰ	ワ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3か月に1回を限度)	100単位加算	100	
A7	1491		A7	1493		生活機能向上連携加算Ⅱ 1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A7	1492		A7	1494		生活機能向上連携加算Ⅱ 2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A7	2159		A7	2160		口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	カ 口腔・栄養スクリーニング	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	
A7	1495		A7	1496		口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	加算	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A7	2161		A7	2162		科学的介護推進体制加算	ヨ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40		
A7	1501		A7	1525		処遇改善加算Ⅰイ/Ⅰ	タ 介護職員等処遇改善相当加算	(1)介護職員等処遇改善相当加算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×11.1%	32	
A7	1507		A7	1531		処遇改善加算Ⅰイ/Ⅱ		(Ⅰ)イ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×11.1%	42	
A7	1513		A7	1537		処遇改善加算Ⅰイ/Ⅲ	(利用定員が19人以上の場合)		活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×11.1%	34	
A7	1519		A7	1543		処遇改善加算Ⅰイ/Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×11.1%	45	
A7	1951		A7	1925		処遇改善加算Ⅰロ/Ⅰ		(2)介護職員等処遇改善相当加算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×12.0%	34	
A7	1957		A7	1931		処遇改善加算Ⅰロ/Ⅱ		(Ⅰ)ロ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×12.0%	46	
A7	1963		A7	1937		処遇改善加算Ⅰロ/Ⅲ			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×12.0%	37	
A7	1969		A7	1943		処遇改善加算Ⅰロ/Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×12.0%	48	
A7	1601		A7	1625		処遇改善加算Ⅱイ/Ⅰ		(3)介護職員等処遇改善相当加算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×10.9%	31	
A7	1607		A7	1631		処遇改善加算Ⅱイ/Ⅱ		(Ⅱ)イ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×10.9%	41	
A7	1613		A7	1637		処遇改善加算Ⅱイ/Ⅲ			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×10.9%	34	
A7	1619		A7	1643		処遇改善加算Ⅱイ/Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×10.9%	44	
A7	2001		A7	2025		処遇改善加算Ⅱロ/Ⅰ		(4)介護職員等処遇改善相当加算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×11.8%	34	
A7	2007		A7	2031		処遇改善加算Ⅱロ/Ⅱ		(Ⅱ)ロ	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×11.8%	45	
A7	2013		A7	2037		処遇改善加算Ⅱロ/Ⅲ			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×11.8%	36	
A7	2019		A7	2043		処遇改善加算Ⅱロ/Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×11.8%	47	
A7	1701		A7	1725		処遇改善加算Ⅲ/Ⅰ		(5)介護職員等処遇改善相当加算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×9.9%	28	
A7	1707		A7	1731		処遇改善加算Ⅲ/Ⅱ		(Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×9.9%	38	
A7	1713		A7	1737		処遇改善加算Ⅲ/Ⅲ			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×9.9%	30	
A7	1719		A7	1743		処遇改善加算Ⅲ/Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×9.9%	40	
A7	1801		A7	1825		処遇改善加算Ⅳ/Ⅰ		(6)介護職員等処遇改善相当加算	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×8.3%	24	
A7	1807		A7	1831		処遇改善加算Ⅳ/Ⅱ		(Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×8.3%	32	
A7	1813		A7	1837		処遇改善加算Ⅳ/Ⅲ			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×8.3%	26	
A7	1819		A7	1843		処遇改善加算Ⅳ/Ⅳ			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×8.3%	33	

サービスコード						サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目	給付率	種類	項目	給付率						
A7	6101	90	A7	6125	80	処遇改善加算Ⅰイ/Ⅰ 2	タ 介護職員等 処遇改善相当加算 (利用定員が19 人未満の場合)	(1)介護職員等処 遇改善相当加算 (Ⅰ)イ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×11.7%	33	1回につき
A7	6107		A7	6131		処遇改善加算Ⅰイ/Ⅱ 2			活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×11.7%		
A7	6113		A7	6137		処遇改善加算Ⅰイ/Ⅲ 2			活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×11.7%		
A7	6119		A7	6143		処遇改善加算Ⅰイ/Ⅳ 2			活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×11.7%		
A7	6201		A7	6225		処遇改善加算Ⅰロ/Ⅰ 2	(2)介護職員等処 遇改善相当加算 (Ⅰ)ロ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×12.7%			
A7	6207		A7	6231		処遇改善加算Ⅰロ/Ⅱ 2		活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×12.7%			
A7	6213		A7	6237		処遇改善加算Ⅰロ/Ⅲ 2		活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×12.7%			
A7	6219		A7	6243		処遇改善加算Ⅰロ/Ⅳ 2		活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×12.7%			
A7	6301		A7	6325		処遇改善加算Ⅱイ/Ⅰ 2	(3)介護職員等処 遇改善相当加算 (Ⅱ)イ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×11.5%			
A7	6307		A7	6331		処遇改善加算Ⅱイ/Ⅱ 2		活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×11.5%			
A7	6313		A7	6337		処遇改善加算Ⅱイ/Ⅲ 2		活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×11.5%			
A7	6319		A7	6343		処遇改善加算Ⅱイ/Ⅳ 2		活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×11.5%			
A7	6401		A7	6425		処遇改善加算Ⅱロ/Ⅰ 2	(4)介護職員等処 遇改善相当加算 (Ⅱ)ロ	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×12.5%			
A7	6407		A7	6431		処遇改善加算Ⅱロ/Ⅱ 2		活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×12.5%			
A7	6413		A7	6437		処遇改善加算Ⅱロ/Ⅲ 2		活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×12.5%			
A7	6419		A7	6443		処遇改善加算Ⅱロ/Ⅳ 2		活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×12.5%			
A7	6501		A7	6525		処遇改善加算Ⅲ/Ⅰ 2	(5)介護職員等処 遇改善相当加算 (Ⅲ)	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×10.5%			
A7	6507		A7	6531		処遇改善加算Ⅲ/Ⅱ 2		活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×10.5%			
A7	6513		A7	6537		処遇改善加算Ⅲ/Ⅲ 2		活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×10.5%			
A7	6519		A7	6543		処遇改善加算Ⅲ/Ⅳ 2		活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×10.5%			
A7	6601	A7	6625	処遇改善加算Ⅳ/Ⅰ 2	(6)介護職員等処 遇改善相当加算 (Ⅳ)	活動支援型通所サービスⅠの所定単位数 286単位 ×8.9%					
A7	6607	A7	6631	処遇改善加算Ⅳ/Ⅱ 2		活動支援型通所サービスⅡの所定単位数 380単位 ×8.9%					
A7	6613	A7	6637	処遇改善加算Ⅳ/Ⅲ 2		活動支援型通所サービスⅢの所定単位数 308単位 ×8.9%					
A7	6619	A7	6643	処遇改善加算Ⅳ/Ⅳ 2		活動支援型通所サービスⅣの所定単位数 402単位 ×8.9%					

※中山間地域等へ居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善相当加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 集中支援型通所サービス（令和8年6月1日から）

サービスコード			サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目	給付率					
A7	1101	90	集中支援型通所サービスⅠ	イ 集中支援型通所サービス費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（運動機能向上・送迎あり）	345	1回につき
A7	1102		集中支援型通所サービスⅡ	ロ 集中支援型通所サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（運動機能向上・送迎なし）	251	

15 介護予防ケアマネジメント（令和8年6月1日から）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 442単位	442	1月につき
A F	2112	介護予防ケアマネジメントB		事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 411単位	411	
A F	2113	介護予防ケアマネジメントC		事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 442単位	442	
A F	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	
A F	7001	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	
A F	9001	高齢者虐待措置未実施減算A	高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の1%減算	介護予防ケアマネジメントA/Iの所定単位数 442単位 ×△1%	-4
A F	9002	高齢者虐待措置未実施減算B			介護予防ケアマネジメントB/Iの所定単位数 411単位 ×△1%	-4
A F	9003	高齢者虐待措置未実施減算C			介護予防ケアマネジメントC/Iの所定単位数 442単位 ×△1%	-4
A F	9011	業務継続計画未策定減算A	高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の1%減算	介護予防ケアマネジメントA/Iの所定単位数 442単位 ×△1%	-4
A F	9012	業務継続計画未策定減算B			介護予防ケアマネジメントB/Iの所定単位数 411単位 ×△1%	-4
A F	9013	業務継続計画未策定減算C			介護予防ケアマネジメントC/Iの所定単位数 442単位 ×△1%	-4
A F	6001	処遇改善加算1	ニ 介護職員等処遇改善相当加算	所定単位数の2.1%に相当する単位数を算出	8単位加算	8
A F	6002	処遇改善加算2			9単位加算	9
A F	6003	処遇改善加算3			15単位加算	15
A F	6004	処遇改善加算4			16単位加算	16
A F	6005	処遇改善加算5			21単位加算	21
A F	6006	処遇改善加算6			22単位加算	22